第百四十条第六項に次の二号を加える。

十九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

第百四十条第七項第八号の次に次の一号を加える。

九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第百四十条第十一項中「電光表示器」の下に「、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器」を加える。

第百四十六条第一項中「左外側線」を「外測線」に、「以下、本条」を「以下この条」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

第百四十六条第一項第五号及び同条第二項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.2.（6.2.1.1.を除く。）、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

第百四十六条第十項中「第８項」を「第９項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.及び16.2.3.に限る。）に定める基準に適合すること。

二　第２項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

三　第３項の後写鏡にあっては、次に定める基準とする。

イ　後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280㎜以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ロ　運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

ハ　自動車の左右両側（最高速度50km／ｈ以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

6　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項各号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置を有する自動車に取り付けられた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準

イ　指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

ハ　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置を有する自動車に取り付けられた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準

第百四十六条に次の二項を加える。

3　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。

二　走行距離計が表示する距離の数値は６桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては５桁）以上の整数値であること。